

岩手沿岸南部広域環境組合職員の育児休業等に関する規則

平成18年 5月29日 規則第28号

改正 令和 4年 9月30日 規則第1号

令和 5年 2月20日 規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手沿岸南部広域環境組合職員の育児休業等に関する条例（平成18年岩手沿岸南部広域環境組合条例第20号）第2条第1項、第2条の3第1項、第2条の4、第6条第1項、第7条、第10条、第11条及び第22条の規定により、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の育児休業等)

第2条 岩手沿岸南部広域環境組合職員の育児休業等については、釜石市職員の育児休業等に関する規則（平成4年釜石市規則第14号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年9月30日 規則第1号）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年2月20日 規則第1号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。